

東京都微量P C B廃棄物処理支援事業助成金交付要綱

- (制定) 平成23年8月23日付23都環公技技第198号
- (改正) 平成24年4月1日付24都環公技技第1号
- (改正) 平成26年3月12日付26都環公技技第845号
- (改正) 平成27年7月15日付27都環公技技第272号
- (改正) 平成28年3月28日付28都環公技技第721号
- (改正) 平成28年7月29日付28都環公技技第272号
- (改正) 平成29年7月20日付29都環公技技第196号
- (改正) 令和3年3月30日付2都環公技技第931号
- (改正) 令和5年3月13日付4都環公共事第228号
- (改正) 令和7年4月25日付7都環公共事第58号
- (改正) 令和7年5月28日付7都環公共事第95号
- (改正) 令和7年12月17日付7都環公共事第387号
- (改正) 令和8年3月30日付7都環公共事第541号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都微量P C B廃棄物処理支援事業実施要綱（平成23年7月26日付23都環産第266号。以下「実施要綱」という。）第7条第3号に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する東京都微量P C B廃棄物処理支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(助成対象者)

第3条 本事業において交付する助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、環境省が実施する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理支援事業助成金（以下「低濃度P C B助成金」という。）の交付決定を受けた者であり、かつ、次に掲げる者とする。ただし、低濃度P C B助成金の受付が終了された場合もしくは対象者でない場合は、低濃度P C B助成金の交付決定を要件としない。

- (1) 個人
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者((1)を除く。)
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体
- (4) 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第47条第2項の管理組合法人
- (5) 会社以外の法人であって、次の表の左欄に掲げる業を主たる事業として営むもののうち、常時使用する従業員の数が当該右欄に定める数以下であるもの(国並びに地方公共団体、(3)及び(4)を除く。)

主たる事業	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業	300人
卸売業に属する事業	100人
サービス業に属する事業	
小売業に属する事業	50人

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としな
- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - (3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
 - (4) 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
 - (5) 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

（助成対象経費）

第4条 本事業において交付する助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が都内において所有している電気機器（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用したもの並びに安定器及び安定器から取り出したコンデンサを除く。以下同じ。）が微量PCBに汚染されているか把握するために行う分析及び微量PCB廃棄物の処理等に要する次の経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

- (1) 微量PCBに汚染されているおそれのある電気機器（以下「汚染可能性電気機器」という。）に使用されている絶縁油が微量PCB絶縁油であるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析（絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（環境省）に基づく絶縁油中のPCB簡易定量法又は特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）別表第2に規定する方法のいずれかにより行われた分析に限る。）（以下「微量PCB分析」という。）に要する経費
 - (2) 電気機器に含まれる微量PCB絶縁油を処理するために行う当該電気機器からの微量PCB絶縁油の抜取りに要する経費
 - (3) 微量PCB絶縁油並びに微量PCB絶縁油が封入された容器及び電気機器（以下「助成対象物」という。）の収集運搬に要する経費。ただし、次の経費は除く。
 - ア 助成対象物を、保管場所から運び出すための経費
 - イ 積み替え保管場所で発生する経費
 - (4) 助成対象物の処分に要する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、測定事業者又は処理業者等からの還付等に伴い、助成対象者が実質的に負担していないとみなされる経費は助成対象経費としな
- 3 助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達分又は助成対象者に関する者からの調達分がある場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

（助成金の額及び助成限度額）

第5条 本事業のうち微量PCB分析及び処理等について交付する助成金の額は、助成対象経費から低濃度PCB助成金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 本事業のうち、次の各号に掲げる場合において交付する助成金の額は、助成対象経費から当該各号に定める経費の合計（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）及び低濃度PCB助成金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (1) 電気機器から微量PCB絶縁油を抜取り、当該微量PCB絶縁油を処分する場合
微量PCBを含まない絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下であるものに限る。以下この条において同じ。）の電気機器からの抜取り

並びに収集運搬及び処分に要する経費

- (2) ドラム缶その他の容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分する場合
微量PCBを含まない絶縁油が封入されたドラム缶その他の容器の収集運搬及び処分に要する経費
 - (3) 微量PCB廃電気機器を処分する場合
微量PCBを含まない絶縁油が封入された電気機器の収集運搬及び処分に要する経費
- 3 前二項において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 4 助成対象経費の助成限度額は、別表に定める額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、低濃度PCB助成金の交付決定を受けてから一カ月程度以内に助成金交付申請書(別記第1号様式。微量PCB分析にあつては、第1号の2様式)を公社に提出するものとする。ただし、低濃度PCB助成金の受付が終了された場合、事業を実施する事前のみ受付ける。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類(写しを可とする。)を添付するものとする。ただし、低濃度PCB助成金が受付を停止した場合、低濃度PCB助成金を申請する際に提出した見積書及び低濃度PCB助成金の交付決定通知書は求めない。

なお、過去3か月以内に助成金を申請した者にあつては、東京都微量PCB廃棄物助成金交付決定通知書の写しをもって、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 助成対象経費に係る見積書(税抜きの金額及び前条に定める経費(当該申請書において申請しようとする処分に該当するものに限る。)が記載されたもの)
- (2) 低濃度PCB助成金を申請する際に提出した見積書
- (3) 助成対象者本人であることを証明する書類
- (4) 常時使用する従業員の数を証明する書類(第3号の書類では申請者への該当の有無が確認できない場合のみ)
- (5) 環境計量証明事業者又は公共機関の含有PCB濃度等の検査成績書(微量PCB分析申請の場合を除く。)
- (6) 助成対象機器の銘板(製造者、製造年月等を表示したもの)を撮影した写真(銘板を撮影することが不可能な場合には機器全体の写真とし、複数台ある場合は1台ごとの写真とする。)(微量PCB処理申請の場合を除く。)
- (7) 低濃度PCB助成金の交付決定通知書
- (8) 誓約書(別記第8号の2様式)
- (9) その他公社が必要と認める書類

(手続代行者)

第7条 助成対象者は、第6条の規定による交付申請に係る手続の代行を第三者に対し依頼することができる。

- 2 前項の規定による依頼を受け本助成金に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、第3条第2項各号に該当しないものでなければならない。

(手続代行者の責務等)

第8条 手続代行者は、事業の円滑な推進のため、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者にその内容を誤りのないよう説明するとともに、当該申請者及び公社との連携を図らなければならない。

- 2 手続代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める手続を遅滞なく行うとともに、公社からの内容確認等に対し、指定される期限までに回答しなければならない。
- 3 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。
- 4 手続代行者は、前項の調査に協力しなければならない。

- 5 手続代行者は、従業員等（本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。）に対して、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件について、周知徹底するとともに、指揮監督を行わなければならない。

（交付申請の受付期限及び受付停止）

第9条 前条第1項の助成金の交付申請の受付の期限は、微量PCB分析にあつては令和9年1月29日、微量PCB処理にあつては令和9年3月31日とする。

- 2 前条第1項の助成金の交付申請の受付は、先着順に行うが、予算の範囲を超えた日をもって、交付申請の受付を停止する。
- 3 前項に規定する予算の範囲を超えた日に複数の申請があつた場合は、公社は当該複数の申請について抽選を行い、本申請に係る助成金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えない限りで、受理するものを決定する。

（助成金の交付決定及び通知）

第10条 公社は、第6条第1項の申請があつたときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、予算の範囲内で本助成金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の助成金の交付の決定に当たっては、条件を付するものとする。
- 3 公社は、本助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、本助成金の交付決定額、助成条件その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他事情変更により助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認めるときは、助成金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は本助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（変更承認申請等）

第12条 助成対象事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、第10条第3項の規定による助成金交付決定通知を受けた後、助成対象事業に要する経費配分の変更を必要とするとき、助成対象事業の内容を変更しようとするとき又は助成対象事業を廃止しようとするときは、事業（変更・廃止）承認申請書（別記第3号様式。微量PCB分析にあつては、第3号の2様式）に関係書類を添えて、公社に提出し、その承認を受けるものとする。
ただし、助成対象物の処理施設搬入時の計量で、重量変更が生じた場合はこの限りではない。

（変更承認及び通知）

第13条 公社は、前条の申請があつたときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認するものとする。

- 2 前項の場合において、助成金の交付決定額の変更を伴うときは、予算の範囲内で当該変更を決定するものとする。
- 3 第10条第2項の規定は、前項の変更の決定について準用するものとする。
- 4 公社は、第1項の承認をしたときは、助成金（変更・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により、前条の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 助成事業者は、助成対象事業に係る事業が完了した日の翌日から微量PCB分析にあつては令和9年4月30日、微量PCB処理にあつては令和9年12月28日までの間に、助成対象事業に係る実績報告書（別記第5号様式。微量PCB分析にあつては、第5号の2様式）を公社に速やかに提出するものとする。

なお、助成対象物の処理施設搬入時の計量で、重量変更が生じた場合は、別記第5号様式に、

変更の内容、助成対象項目及び助成対象機器の内容を記載すること。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類（写しを可とする。）を添付するものとする。ただし、低濃度PCB助成金が受付を停止し、低濃度PCB助成金の交付決定通知の提出を不要とした場合、低濃度PCB助成金の交付額確定通知書は求めない。

(1) 第4条第1号の助成金を交付申請した場合

ア 測定した、助成対象機器中の絶縁油に含まれる微量PCBの濃度を証明する書類（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限る。）

イ 請求明細書（消費税及び地方消費税を除いた金額を記載したもの。助成対象機器が複数の場合は、1台ごとの消費税及び地方消費税を除いた金額を記載したもの）

ウ 支払の事実を確認できる書類（事業者の発行した領収書または金融機関発行の証明書等）

エ 低濃度PCB助成金の交付額確定通知書

オ その他公社が必要と認める書類

(2) 第4条第2号から第4号の助成金を交付申請した場合

ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票D票）。電子マニフェストにあっては処分が終了したことが分かる画面を印刷したもの

イ 請求明細書（税抜きの金額を記載したもの）

ウ 支払の事実を確認できる書類（事業者の発行した領収書または金融機関発行の証明書等）

エ 低濃度PCB助成金の交付額確定通知書

オ 無害化処理施設又は許可施設と締結した処理委託契約書

カ その他公社が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第15条 公社は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る助成対象事業の成果が本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金確定通知書（別記第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の支払及び請求）

第16条 助成金の支払は、前条に定める助成金の額の確定後に行うこととする。

2 助成事業者は、本助成金の交付を受けるため、前条による助成金の額の確定通知書を受けた後、速やかに請求書（別記第7号様式）を公社に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 公社は、本助成金の交付の決定後、助成事業者が次の各号の一に該当すると認められる場合には、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により本助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成対象事業を廃止したとき。

(4) 予定の期間内に助成対象事業を完了しないとき。

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に定める処分期間内に自ら処分又は処分を他人に委託しないとき。

(6) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。

3 公社は、助成事業者が第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当した場合、助成事業者の氏名又は名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

4 公社は、本助成金の交付の決定を取り消したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(不正手続等に対する措置)

第17条の2 公社は、申請者、手続代行者、測定事業者又は処理業者(以下「申請者等」という。)が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する手続若しくは当該申請に係る処理を行った場合又はその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該申請者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなして本条を適用する。

- (1) 前条第1項の規定による交付決定の取消し、次条第1項の規定による本助成金の返還の請求、第18条第3項の規定による違約加算金の納付の請求及び第18条第5項の規定による延滞金の納付の請求
- (2) 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者、手続代行者又は処理業者の対象外とすること。
- (3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

2 公社は、手続代行者が前条第1項第2号又は第6号に該当する場合においても、当該手続代行者に対し、前項の措置を講じることができる。

(助成金の返還)

第18条 公社は、申請者等に対し、第17条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者等に対し、期限を定めて本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 公社は、本助成金の支払い後、当該助成金の額が、実施要綱第6条及び本交付要綱第5条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者等に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。

3 公社は、第1項の規定により本助成金の返還を命じたときは、助成事業者等に対して、当該命令に係る本助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該本助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額)について、年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

4 助成事業者等は、前2項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

5 公社は、助成事業者等に対し本助成金の返還を命じた場合において、助成事業者等がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

6 前項の規定は、第3項の規定による違約加算金の請求をした場合に準用する。

(個人情報等の取扱い)

第19条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業及び東京都の施策目標の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

- (1) 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
- (2) 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
- (3) 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
- (4) 助成金制度に関する統計分析、およびその結果を活用した制度改善ならびに新規事業の企画
- (5) 東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用

- (6) 東京都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供
- 2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。
 - 3 助成事業者は、交付申請に当たり、第1項から第2項までに定める個人情報の取扱いについて、交付申請時に提出する誓約書（別記第8号の2様式）により同意するものとする。
 - 4 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとする。
 - 5 公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しない。

(調査等)

- 第20条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、申請者等に対し、助成事業に関する報告を求め、処理現場等に立ち入り、帳簿書類を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 申請者等は、前項の規定による報告の徴収、処理現場等への立入り又は調査を受けたときは、これに応じなければならない、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(その他)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（平成23年8月23日付23都環公技技第198号）
この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日付24都環公技技第1号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日付26都環公技技第845号）
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月15日付27都環公技技第272号）
この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日付28都環公技技第721号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月29日付28都環公技技第272号）
この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年7月20日付29都環公技技第196号）
この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日付2都環公技技第931号）
この要綱は、令和3年4月1日より適用する。

附 則（令和5年3月13日付4都環公共事第228号）
この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則（令和7年4月25日付7都環公共事第58号）
この要綱は、令和7年5月1日より施行する。

- 附 則（令和7年5月28日付7都環公共事第95号）
- 1 この要綱は、令和7年6月2日より施行する。ただし、改定後の第5条の規定は、令和7年4月1日に遡及して適用する。
 - 2 この要綱の施行前に国等から同種の補助金の交付を受け、現に助成対象事業に着手済みのときは第8条第4項及び第15条第1項第4号の規定は適用しない。

附 則（令和7年12月17日付7都環公共事第387号）
この要綱は、令和8年1月1日より施行する。

附 則（令和8年3月30日付7都環公共事第541号）
この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

別表 助成限度額（第5条関係）

1 微量PCB廃絶縁油処理に係る助成限度額は、次の表の合計油量の項抜取り作業台数の欄に掲げる値の額（単位 千円）とする。

合計油量 \ 抜取り作業台数	1	2	3	4	5	6以上	
750超	120	165	214	263	327		
600超750以下					259		
500以上600以下					173	208	168
450超500未満							
400以上450以下					138	135	
300超400未満							
300					101	118	
200以上300未満							
150超200未満					102	84	
100以上150以下							
100未満	84						

- 備考 1 「抜取り作業台数」とは、微量PCB絶縁油の抜取りを行う電気機器の台数をいう。
 2 「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。
 3 抜取り作業台数が6台以上である場合の助成限度額は、合計油量の欄に掲げる合計油量に応じ、6以上の欄に定める助成限度額について次の式により算定する額（単位 千円）とする。

$$\text{助成限度額} = \frac{\text{「6以上」の欄の値}}{5} \times \text{台数}$$

2 微量PCB廃容器処理に係る助成限度額は、次の表の左欄に掲げる合計油量に応じ、当該右欄に定める助成限度額とする。

合計油量（単位 リットル）	助成限度額（単位 千円）
150超	120
100以上150以下	102
100未満	84

備考 「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。

3 微量PCB廃電気機器処理に係る助成限度額は、次の表の左欄に掲げる機器電源容量に応じ、当該右欄に定める助成限度額とする。

機器電源容量（単位 kVA）	助成限度額（単位 千円）
75以上	450
30超75未満	350
30以下	250

- 備考 1 「機器電源容量」とは、微量PCB廃電気機器の電源容量をいう。
 2 微量PCB廃電気機器が2台以上である場合の助成限度額は、微量PCB廃電気機器ごとの助成限度額を合計した額とする。

4 微量PCB分析に係る助成限度額は、機器1台あたり12,500円とする。